

資料

下水道使用料改定(案)説明資料

浄化槽事業

佐賀県有田町

目標: 基準外の繰入金を減らし一般会計の負担を削減。料金収入を年間“1億6千万円” 約190%の増にすることで達成。
 少しでも収支の均衡を図るために料金改定を行いたい。

下水道使用料改定理由及び概要

使用料改定の理由

基準外繰入を減らすため。(一般会計の負担を減らす)

<主な要因>

- ①使用料収入(有収水量)の伸び悩み
- ②維持管理費の増
- ③低い経費回収率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	
収益的収支	収益的収入	279,477	280,059	304,835	198,797	198,458	198,238	198,437	201,008	198,384
	収益的支出	272,188	279,929	303,451	311,719	319,780	327,897	336,005	346,516	352,242
	純損益 (A)	7,289	130	1,384	-112,922	-121,322	-129,659	-137,568	-145,508	-153,858
資本的収支	資本的収入	100,687	70,245	105,286	102,399	85,189	75,031	58,852	56,329	50,476
	資本的支出	151,717	123,605	156,045	150,100	141,787	138,259	133,078	127,368	130,001
	差引	-51,030	-53,360	-50,759	-47,701	-56,598	-63,228	-74,226	-71,039	-79,525
内部留保資金等 資本収支 補填財源	51,030	53,360	50,759	47,701	58,183	63,228	74,226	71,039	79,525	
内部留保資金	45,583	47,550	50,759	47,701	58,183	63,228	74,226	71,039	79,525	
利益剰余金 処分額必要 額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰越工事資金	0	0								
その他	5,447	5,810								
現金収支 (C) = (A) - (B)	7,289	130	1,384	-112,922	-121,322	-129,659	-137,568	-145,508	-153,858	
資金残高 = 前年度資金残高 + 当年度現金収支 (C)	203,064	203,194	204,578	91,656	-29,666	-159,325	-296,893	-442,401	-596,259	

※令和9年度より、収益的収入に一般会計からの基準外の繰入金を行わなかった場合

※1億6千万円は、R14年度の現金収支により必要額としている。

①使用料収入(有収水量)の伸び悩み

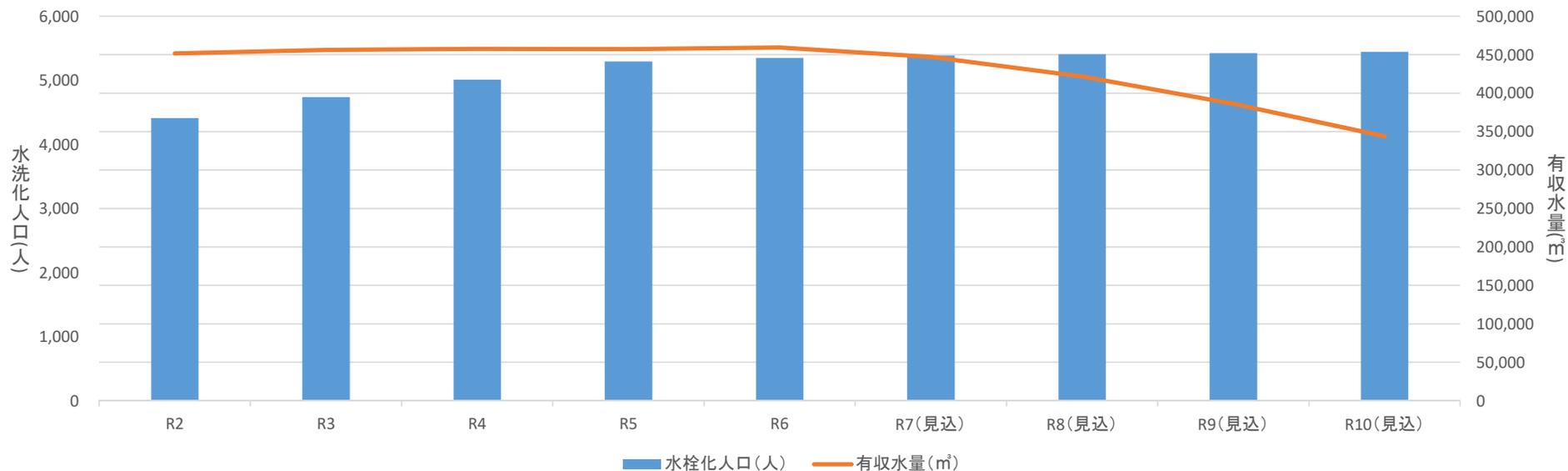
【主な要因】

◆人口減少による水洗化人口の伸び悩み

◆節水型トイレ・家電の普及による一人あたりの使用水量の減少

※「有収水量」とは、処理した汚水のうち下水道使用料の対象となる水量を表す。

図1 有収水量・水洗化人口の推移



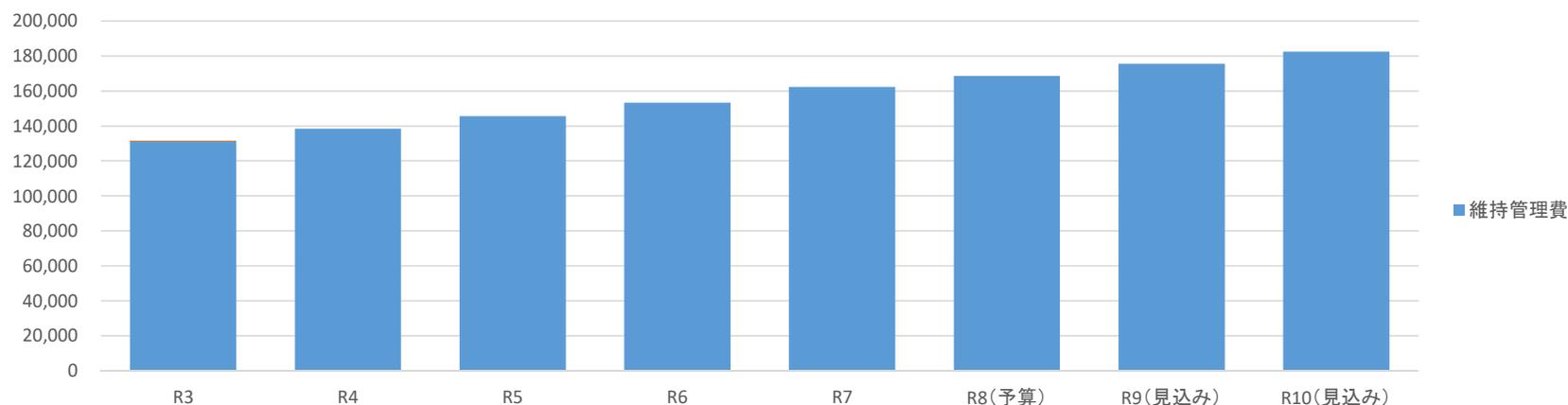
②維持管理費の増加

【保守点検】設置基数の増加とともに保守点検費用も増加している。また保守点検1回あたりの点検費用も人件費高騰のため値上がりしている。

【修繕費】年度により多少の変動はあるが、人件費や材料費の高騰により年々増加傾向にある。

◆増加要因：設置基数増と人件費増、物価高騰による修繕材料費の値上がりにより修繕費の増加。

図2 維持管理費の推移



③低い経費回収率

【主な要因】

◆年3回(21人槽~100人槽は年4回)の保守点検費用は設置基数が増えることで増加する。

◆修繕費に係る人件費や材料費の高騰により修繕費用が増加している。

◆核家族化が進み、1件あたりの使用人数が減っていること、節水型家電の普及により使用料が増えていない。



増設工事に伴い、
資本費(元利償還金)が
増加



投資額に見合った使用
料収入が確保できない

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}}$$

令和8年度末(見込み)における経費回収率・・・45.6%

維持管理費の支出の増加が要因でもあるが、残り54.4%は一般会計からの基準外の繰入金等により賄う事となる。

○維持管理費のうち公費負担分(イ)

- ◆ 無

○資本費のうち公費負担分(エ)

- ◆ 分流式下水道等に要する経費

上記の(イ)及び(エ)については、交付税の対象となるため
使用料対象経費から除外する。

○補填財源のうち企業債借入(イ)

- ◆ 資本費平準化債・・・施設の耐用年数と当該施設整備に係る借入金の償還年数との差により生じる資金不足を解消するとともに、整備当初における利用者の負担を軽減し、世代間の負担の公平を図るため借り入れる企業債
- ◆ 特別措置分・・・資本費に対する交付税措置で、従来の公費負担割合による額と新たな公費負担割合(平成18年度～)による額との差額に対して借り入れが可能となる企業債

有田町の下水道事業では・・・

- 収入不足分を一般会計からの繰入金(税金)で補てんしている状況
- 下水道の区域外の方々にも負担を求めることになるため、本来の「使用者負担の原則」から公平性を欠いている状況



本来の受益者負担の原則に基づき、下水道法第20条および浄化槽法第12条の14で定める適正な使用料の設定が必要となる。

図3 汚水処理経費・下水道使用料の推移

